

「森永奉仕会賞」交付内規

(目 的)

第 1 条 定款第 4 条第 1 項 2 号に基づく、本法人の目的に関連した調査・研究機関または研究者に対する交付金は、「森永奉仕会賞」と称し、その交付方法その他については、この内規の定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 この森永奉仕会賞は、各専門学会において定款第 3 条に関連して、顕著なる功績ありと認められる団体または研究者に対し交付する。

(交付金額)

第 3 条 この森永奉仕会賞の交付金額は、各年度変動するが、その決定は理事会の決議による。

(募 集)

第 4 条 この森永奉仕会賞の交付を求める調査・研究機関または研究者の募集要領は、各年度本法人の理事会で決し、関係専門学会に通知する。

(申請手続)

第 5 条 この森永奉仕会賞の交付を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受け、所属学会経由にて本法人の理事長宛てに提出するものとし、自薦は認めない。

2 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。

教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、その機関の長とする。

(審 査)

第 6 条 前条の申請者に関しては、所属学会にその審査・推薦を委嘱する。
当該学会より推薦された申請書は、本法人の理事会においてその採否を決定する。

(資料の提供)

第 7 条 本法人は、第 5 条の申請書に記入された事項以外に、必要とする資料の提供を求めることができる。

(申請書の提出期限日)

第 8 条 申請書の提出期日は、毎年 1 2 月末日とする。

(その他)

第 9 条 この森永奉仕会賞の交付を受けた調査・研究の結果を発表する場合は、本法人より森永奉仕会賞を交付された旨を表明しなければならない。